

中小企業のための

法律講座



香港における 訴訟の費用と時間

はじめに

クライアントは、紛争を解決するために訴訟を起す。当初は、金銭的損失を回復するだけではなく、相手方に教訓を与えたい。『スタッフと取引先相手のためにも落とし前をつける』と『日本人として自分たちの体面を保ちたい』などと考えるのが常であるが、本当に訴訟で解決するかどうかを検討する前に、この記事をお読みいただきたい。

訴訟にかかる時間と費用
過言ではなく、香港の訴訟費用は世界最高水準にある。その理由のひとつは、複雑な手続きを数多く踏まなければならないからであり、もうひとつは、香港がイギリスと同様にコモン・ローの法体系であるため、訴訟を起す場合は、ソリシタース（事務弁護士）やパリスタ（法廷弁護士）を雇うという伝統を受け継いでいるからである。香港の訴訟ではソリシタースとパリスタが役割を分担し、ソリシタースは、依頼者から直接依頼を受け、裁判に関わる書類作成や法廷外の訴訟活動を行うのに対し、パリスタは

Queen's Counselと有り得る。更に、日系企業でそれまでのやり取りや契約書が日本語の場合、それらの翻訳も必要となる。もちろん私の様に日本語が出来、費用と時間がかかるを引き受けてもらえない。結局のところ、パリスタを雇わなければならない。ソリシタースは、更にシニアカウンセルの助手であるシユウカウンセルと一緒に雇わないと依頼を引き受けてもらえない。ソリシタースは、最終的には10%もない。なお、日系企業からは、裁判所へ提出する証拠書類の段階では必ず弁護士が成報酬を受け取る。香港は、三審制度であり、原訟法院（Court of First Instance）のこの数年間でも、何人も香港弁護士が成報酬を受け取ったと審判院（The Court of Appeal）の理由で有罪となり、執行猶予の付かない実刑判決を受けた。

ソリシタースのみから依頼を受け、法廷での弁論や専門的助言をする。なお、弁護士は、パリスタが法的措置の開始から終了（判決）までに2〜3年間かかる。まして香港に法人がない日系企業（クライアント）に直接依頼を受け、香港で訴える場合は、原告は事前に裁判所の許可（11番命令Order of Costs）を取る必要があり、香港域外の日本にまで送達を行わないと地位があるシユウカウンセル（Senior Counsel）ではない場合には、1年かかるケース



筆者紹介



ANDY CHENG 鄭國有
弁護士（香港、大灣区（GBA）、
英国）中国委託公証人

▲ こんなことでお困りではありませんか。

- ▶▶▶ 香港でビジネスのトラブルに巻き込まれた。
- ▶▶▶ 相手側から契約書を送されましたが、サインして大丈夫？
- ▶▶▶ 念のために契約書を作成したい。
- ▶▶▶ 売掛金の回収ができない……。
- ▶▶▶ 香港に資産がある方がお亡くなりになった。
- ▶▶▶ 従業員をリストラしたいが、どうしたら良いでしょうか。

アンディチエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館領務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com